

平成26年白老町議会議会運営委員会会議録

平成26年 6月 6日(金曜日)

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 2時45分

○会議に付した事件

1. 定例会6月会議について
2. 全員協議会の開催協議について
3. その他

○出席議員(5名)

委員長	大 淵 紀 夫 君	副委員長	本 間 広 朗 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	小 西 秀 延 君
委 員	山 田 和 子 君	副 議 長	及 川 保 君
議 長	山 本 浩 平 君		

○欠席議員(3名)

委員外議員	松 田 謙 吾 君	委員外議員	前 田 博 之 君
委員外議員	西 田 祐 子 君		

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	白 崎 浩 司 君
産 業 経 済 課 長	石 井 和 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（開会 午後 1時30分）

〔会議録省略〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

農業委員会委員の議会推薦についてということで町側からの提案がございますので、最初に説明及び提案を受けたいと思います。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 時間いただきます。今表題言いましたけれども白老町農業委員会の委員定数の見直しということでご説明させていただきます。きょうは資料もお渡ししていますけれども、農業委員会は基本的には法律及び条例に基づいて委員が構成されております。ただ現状の日常の農業委員会の活動状況、そして農地面積、そして農家戸数等をもとに委員数について胆振管内の他農業委員会とのバランスを図りながら適正な委員数に見直しを図るということで検討をしておりました。後で説明いたしますけれども議会にお諮りする条例改正は前回行いまして、今回は条例改正を伴わない1名減というふうにお願いしますのできょうは説明だけというふうに捉えていただければというふうに思います。そういう中で定数の見直しを検討いたしました。その結果委員数を1名減員いたしたいというような考え方できょう説明させていただきます。

1番です。現行の農業委員会の構成委員数なのですが、まずは選挙による委員数、これは条例で定めています。上段に書いていますけれども農業委員会の選挙による委員の定数条例ということで今8名でございます。それと農業委員会等に関する法律の中で②になりますけれども選任による委員数ということで、法の12条第1項では農業協同組合それから農業共済組合の推薦各1名ということで2名委員に選任しています。それと③は選任による委員数ということで、これは法律の第12条第2項でいう学識経験者ということで、議会の推薦をいただきまして3名推薦をいただいているところであります。内訳としては議員2名とその他農業者から1名ということで今現状としては3名選任いただいております、合わせて13名で現行構成しております。

それで今回検討した結果ということですが2番目の減員とする委員ですけれども、法律第12条第2項の規定により、ここの規定は当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内ということで、今現行では3名の推薦をいただいておりますがこれを2名といたしたいということで、具体には3名のうちのその他1名を減員とし

総数として委員数を 13 名から 12 名といたしたいということでございます。

それで 3 番目に胆振管内の他農業委員会の現状ということでこれは別紙に添付してあります。この表につきましては胆振管内の他の農業委員会ごとに農地面積それから農家戸数、農業委員の定数、それと内訳ということで一番右の欄に委員数の合計が書いていますけれども、農業者数の多いところにつきましてはそれなりの人数の委員数を置いておりますが、戸数なり耕地面積が少ないところにつきましては例えば苫小牧のほうは合わせて 9 名だとかというような構成をしております。全ての朗読は省略いたしますがこの表のとおり白老町の比較でということで記載しております。そういう中で 1 ページ目に戻りますけれども 3 の①に記載しているのは平均で出した数値です。町から比べるとということで委員数の平均としては 15 名です。白老の場合は 13 名。それから選挙による委員数は平均で 10 名、白老が 8 名。それから選任による委員数、先ほど 2 名と 3 名ということで白老は 5 名なのですがほかの市町村の農業委員会では 4 名ということになっています。それと冒頭言いました活動状況それから農地面積、農家戸数の検討という話をいたしました。農家戸数につきましては農業センサスの数字ですが平成 18 年では 77 戸あったのですが平成 23 年では 60 戸ということで 17 戸減少している。

それと 4 番目には農業委員の選挙人名簿の登録者。これは農業従事者ということですけれども、これにつきましても前回の 23 年 1 月 1 日現在ですけれども 212 名、それと今回の 1 月 1 日では 188 名ということで農業従事者数も 24 名ほど減少しているというような現状です。

それからここまで至るまでに、次のページ見直しの協議ということで 5 月 27 日農業委員会を開催しておりますが、この時に現在の農業委員会の活動状況の説明とそれから先ほど言いました農家戸数、それから農地面積等々の説明をいたしまして協議をさせていただきました。その方向も 1 名減員しても農業委員会としての職務執行に支障がないというような判断のもと、1 名減ということにつきましては現在の農業委員会の中でも協議をさせていただいて承認をいただいているというような状況です。

この適用なのですがことし 7 月 6 日に農業委員会の統一地方選挙があるというようなことでこれから適用をいたしたいというふうに思っています。

重複しますが過去の見直しということでいえば前回 23 年には定数条例を改正ということで、選挙による委員定数を 10 名から 8 名に変更したということで前回は 2 名ほど減員したのですがさらに 3 年後 1 名の減ということで、今回は選挙の委員ではなくて選任の委員から 1 名減員いたしたいというようなことで協議をさせていただいて、こういう方向で今回進みたいというふうに思っております。

ちなみに選任によるということでございますので白老町から議会のほうに推薦依頼という文書を出しまして議会の中で承認をいただくということになっております。予定としては今回の 6 月議会をお願いすることなのですが、従前 3 名推薦いただいたのですけれども今回は前段の話のとおり 1 名減員をするということで 2 名推薦いただきたいということで、具体の説明をしましたが議員 2 名は変わらずその他 1 名の部分を減員いたしたいというふうに考えております。以上、雑駁ですけれども説明をこれで終わらせていただきます。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま説明ございましたけれども各委員の皆様ご質疑ありましたらどうぞ。小西委員。

○委員（小西秀延君） 会派にも説明するときには参考とさせていただきたいのですが、農業委員を1名削って農業委員会の活動費というか、そういう全体の経費はどれぐらい削減になるものなのかわかっていれば教えていただければと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども、報酬を支払っておりますので1名減員になりますと年間20万円ほどのお金がかかっておりますので金額的には20万円ほどの減になるということになります。

○委員長（大淵紀夫君） ほか。

すみません、1点だけ。他市町村の議会推薦を見ますと苫小牧・登別は議会議員の数が書いているのですが、あとはその他になっているのですがこれは議会議員から選んでいないという意味なのでしょうか、それだけ。

石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） こちらにつきましては議会議員で選ばれているのは白老・苫小牧・登別なのですがそれ以外の市町につきましては全て農業者でございます。議会からは選んでおりません。

○委員長（大淵紀夫君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ほかのところの私どもで押さえているのは今課長がいったとおりで、法律上も議会議員がという規定は何もないのです。取り決めとして学識経験者という範囲で取り扱い上公平性を保つということで議会議員から選びましょうかという取り決めだと思います。先ほどいったとおりで白老・苫小牧・登別は推薦の枠内で議員を何名か選ぶということになって、他のところにつきましては農業者から、選挙で選ばれる農業者もいれば、それとは別に農業者から推薦を受けて入るというようなことで、ほかのところは全て農業者です。私どもも従前までは議会議員2名と農業者から。公平といっても知識を有していなかったら困るのでやはり農業者から選んでいただいたという経過だと思いますけれども今まではそういうことでできていました。ただ今総体人数が減ってきている中で農業者の1名は選挙でも8名選ばれるのでということで今回そちらのほうも減にしたらというようなことで今の農業委員会とも協議させてもらいました。

○委員長（大淵紀夫君） わかりました。

ほかありますか。山本議長。

○議長（山本浩平君） 質問ではなくて、この件できょうの議会運営委員会に提案したいというお話の説明が事前に副町長から私のほうにもございました。そのときに私は単純に議会の推薦枠が3あるわけだから、何も議会枠を減らす必要はないのではないかというふうに私自身は当初思っていたわけでありましたが、過去の見直しで平成23年3月に農業委員会の選挙による委員の定数条例の改正をやっているのです。このときに10名だったのですけれども8名に2名

減しているのです。こういった経緯がありましたのでそれであればやむを得ないというふうに私は個人的に思いました。そういうことも踏まえて皆さんの中で判断をしていただければというふうに思います。以上であります。

○委員長（大淵紀夫君） ほかの委員の皆様方、何かご質疑ございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） よろしゅうございますか。そこは議会運営委員会としては了承します、わかりましたということでございます。町側の皆様ご苦労さまでございます。

ただいま町から説明ございましたけれども6月議会にこの件について提出されるということで、条例改正はないということでございますけれどもその件について局長のほうから説明を願います。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 資料1をお配りしてございます。これが議会推薦による農業委員会委員の推薦についての議案となります。従来は先ほどの説明があったとおり3名ということで議会推薦委員を3名、そこには先ほどいわれました農業者から1名と議員さんを2名ということで提案するというところでございます。

次のページを見ていただきたいのですが2ページ目です。これは農業委員会の議会推薦委員ということで、これは議案の後ろにつくものでございますけれども根拠法令は記載のとおりです。その推薦人員が2人というふうになっていますが、今ご説明のあったとおり3人から2人に変更したいという話でございます。任期につきましては3年になります。平成26年7月20日から3年間、満了日が29年7月19日までということになっています。

それで先ほども説明ありましたとおり4番目の委員会の委員構成ですが合計で12名になるということであります。それで議会推薦の部分はここを2名にしたいということでございますが、先例で議会議員は2人で一般1人の3人を今まで推薦してきてございますけれども、平成26年から議会議員の2人ということで推薦がどうかとこの協議になります。

参考までに3ページになります。議会運営基準の規定になります。第18章兼職及び兼業の3番目にありますが、議会推薦による農業委員は議員が任期満了するとき及び議員でなくなったときは辞任しますということで、平成19年9月25日にこれを改正しているということでございます。これはどういうことかといいますと次のページ4ページのほうを見ていただきたいのですが、4ページの一番下のほうに平成23年7月20日から平成26年7月19日までのいわゆる今の任期の部分でございます。ここはどういうことかといいますと23年7月20日から農業委員会の委員の新たな任期が始まるということでございますが、平成20年7月20日から平成23年7月19日までここは土屋議員と西田議員が議員任期まで就任するというようになっておまして、それでここでは7月20日の新たな農業委員の選出に当たっては議員の任期満了までいるということになるものですから、任期満了というのは23年11月になりますのでそれまではいると。ですから今の事例というと前田議員、吉谷議員が今農業委員でございましてけれども来年の11月まで委員でいるというのはこの状況になっているのです。ですから先例でいうと先ほどの運営基準のとおり議員の任期満了するときまではいますというそういう考え方で

運営基準はつくられているということです。ですから今回新たに選任しなければなりません。手続き上は選任するのですが任期が切れた後その方たちの議員としての任期が終了するまでは残るとというのがこの基準の考え方だということでございます。平成17年のときからこの形でできているということがあります。それでは議員の任期が終わったらどうするのだということになります。それは一度辞任されると。辞任された上で再度議会の人事としてどのような取り扱いをされるかというそういう協議が行われるとこういう流れになっているということでございます。

今回6月の中ではこの資料1のとおり議会推薦として出す形になるわけでございますので、今回3名を2人とするというのとそれからどなたを推薦するかということについては今後の調整の中で決められていくというふうに思っておりますのでよろしくご審議をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から説明がございましたけれども、まずご質疑がございます方はどうぞ。理解できましたか。要するに今のままでいけば前田議員と吉谷議員が来年の10月の選挙まで運営上は続けるということになるという意味です。ですから議会推薦はこの2人になって来年の10月の選挙のときに2人が辞任するということになるということだと思いますので、そのこと含めて質疑、意見のございます方はどうぞ。ありませんか。

議長、考え方としては今のような考え方なのですからけれどもそういうことでよろしいということでしょうか。

○議長（山本浩平君） よろしいと思っております。

○委員長（大淵紀夫君） 先例としてそうなっておりますので会派関係なくこの問題については辞任されておられませんのでそういうことでいえば前田議員と吉谷議員が続けるということになるわけです。そういうことで推薦されるということになるということの理解でいいですか、皆さん。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[会議録省略]

○委員長（大淵紀夫君） 2ページの(3)です。意見書の質疑・討論についてというのが最後にありますけれども、この件についてを協議事項いたしたいと思っております。局長から説明をしていただきたいと思います。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 意見書の質疑・討論でございます。この取り扱いにつきまして、は議会運営基準の第12章意見書・決議書等の第5、ページ数でいえば37ページです。37ページのほうを見ていただきたいと思います。この5番目です。議会運営委員会で全会一致で提出を決定した意見書は各会派の代表者が提出者となる。この場合議長は会議に諮って質疑・討論を

省略するとこのようになってございます。ですから従前はここで全員が一致したということであれば、いろいろ修正を加えながらも各会派で調整された上で最終的な修正がされたものについて了承されれば、本会議においては質疑・討論を省略し採決するという形で議長は諮って進めていたというものでございます。しかしながら今回の取り扱いとして3会派ということで委員外議員が4名にいらっしゃるということも含めて取り扱いをどうしたらいいかということでございます。一般的にはやはり質疑・討論というのは全て皆さんがそれを省略することに対して理解をしていただかないと、それは本来やはり言論の場でございますから質疑及び討論というのはどうしても必要なものというふうになりますので、そういうことからすればこのような今の基準のとおりいくことがどうなのかということもございますのでそこをお諮りしたいということでございます。

○委員長（大淵紀夫君） ただいまの件につきまして質疑のございますは方どうぞ。及川副議長。

○副議長（及川 保君） こういう事態になっている状況なわけですから従来の会派制度をとっているという条件のもとでこの部分が成り立っているわけでありまして、そうであるならば簡素化をしているのだけれどもそれはやめて元に戻すということが肝要になってくるというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） ほか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 意見書の場合はそれぞれの会派だとかから出されるわけですがけれども、今回のTPPとか規制改革というふうに道とか地域から出てきたものに対して会派ごとに輪番制で提出しましょうと議運で決めたときにはその会派の代表が読むのですけれども質疑・応答に答える責任もついてくるのですか。質疑・応答というのは本会議の場でやるわけです。ですから私は議運で決まったので拝読しているだけなんですというわけにはいかないわけです。

○委員長（大淵紀夫君） 基本的にはそういうことだと思います。ただいまの吉田委員の質疑に対することも含めてご意見ございます方どうぞ。議会の意思として出すわけですから当然提出者に質問があった場合は議長会のものであろうと、それはそういうことを申し述べでも構いませんけれども、答弁をする義務はその提出者にあると私は思います。

ほかどうですか。どのような処置をするかということが問題です。議長、考え方がございましたらどうぞ。

○議長（山本浩平君） 私の考え方というよりも今吉田委員のほうから出た内容なのですが、会派を解散されるといっていらっしゃる元会派の代表と意見交換はしたのです。この意見書の取り扱いについて。そうしたところやはり今おっしゃったように意見書については、いわゆる議会の定例会の場で淡々と質疑を行って討論も行いたいという意思表示はされておりましたので、やはり提出者の方々はその内容についての質問がもしあったときは当然答えなければならないでしょうし、あるいは討論もしていただくような形になると思います。

○委員長（大淵紀夫君） そこで議運で全会一致となった場合は質疑・討論が省略できるというふうに運営基準でそうなっておりますけれども、その点をどう取り扱うかということでの

ご議論をいただきたいとこういふことでございます。小西委員。

○委員（小西秀延君） 前の記憶が定かではないのですが、前にも会派に所属されていない方がいて、その当時も運営基準があつて質疑・討論はそのときは省略されていたのかどうなのか。前の運用の仕方がどうなつていたのかご存じの方がいたら、基本的な考え方ということで参考にさせていただければと思うのですが。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） まず 37 ページの一番上の意見書の提出はということで全会一致となるよう努めなければならない。この場合において各会派は意見書の提出にあつて会派としての賛否または一部修正等の意見を明らかにして協議しなければならない。これは 24 年 6 月に直しているのです。これはやはりここで議論されて皆さん会派の中できちんと議論した上で出すこと、全会一致が望ましいでしょうという中で最終的にこのような文案に直しているのですが、それまではいわゆる全員が賛成でなくても意見書は出せたということです。ですから全員が賛成でないものについては当然質疑・討論は行つていたということでありまして。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ですから今も出そうと思つたら出せるのです。当然質疑・討論があるということが前提でございます。考え方としては 4 人の方が無会派になつたということといえば局長のいふことも筋が通つているし、だけど決めたときはそうではなくて会派がきちんとあつて決めているわけですから、それもまた別に討論を省略しても構わないということなのですけれども、そこをあと何回かどういふ形でかやつた上で今のこの意見書決議の 12 章の 6 項目目をどうするかということは今後の中に委ねられるというふうになるというふうには感じております。まして議長がお話されたときはそういう形できちんとおつしやつていふのであれば、そこで質疑・討論を省略するということにはなりづらいでしょう。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 簡易表決という部分では表決の仕方としてあるのです。全て挙手で行うですとかこのように簡易表決を行うという場合もあります。ですから簡易表決というのはやはりそこに異議がないということが前提になつていまして、例えば先ほどの農業委員会の委員の推薦についても、議長はこの方たちを推薦するとしていいかどうかというそういうお諮りの仕方をするのです。これは簡易表決です。挙手でやるということではなかつたりする場合もあるのです。その簡易表決ではだめだと出れば、それはちゃんと表決しなければだめなのです。異議ありということになれば、きちんと採決する、もしくは投票をするというふうに行くのです。ですから簡易表決はあくまでもそこに意義がないことを前提としてやられると、異議があるのであれば変えるというそういう流れになります。ですから質疑・討論を省略するということに対して異議ありとなれば、それは元に戻つて質疑・討論をやるという形になります。それが本来のやり方になると思つてます。ですから議員の皆さんのお持ちのいわゆる質疑という権利ですとか、討論という権利というのは一番大事にされるということがありますので、そのところはこのようなお諮りをしていても意義が出てくれば議長は最終的には認めざるを得ないということになります。ただ中には質疑を打ち切る動議ですとかそういうもの実はあるわけです。それは議長の最終的な判断の中で採決に持ち込むかどうかということもあるのですが、当然質

疑を1回2回やってそれ以上深まらないような質疑であれば質疑を打ち切るという動議を出すことも議員の皆さんの権利でございまして、やる権利もありますけれども一方でそれをとめるという権利も当然あるのです。ただそれはやはり採決で決めるということになります。ですから必ずそこも判断の中になるかと思うのです。ですから今の流れからいとなぜそこまで配慮しなければならないのかというような思いもお持ちなのかもしれませんけれども、そういう議会のルールからすればそこも非常に議長としては公正な議会運営をしていくということになればそういう判断もせざるを得ないのかというふうに事務局長として補佐する立場からはそのように考えます。

○委員長（大淵紀夫君） ほかの委員の方。意見書につきましては質疑・討論は省略しないという形で進むということによろしくございますか。ほとんどのものが今度はそうなると思いますけれども。今回につきましてはこの意見書については各会派で全会一致の場合ということがございますけれども、これについてはあと何回かの定例会をくぐってここは改正すべきものであれば改正するという方向で検討していくということによろしくございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それではそのような形で行いたいと思います。各会派の長の方または意見書の提出をされる方は十分吟味をして提出をする、また質疑・討論に耐えられるだけの中身にして提出をするという努力を我々自身もきちんと行っていくということできたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長この件はよろしくございますか。

○議長（山本浩平君） はい。

○委員長（大淵紀夫君） それではそのような形で進めたいと思います。

意見書案につきましてはまだ協議が終わってない会派もございますので、6番、7番、TPP交渉と国際貿易交渉に係る意見書、これはとまこまい広域農協から出されているものでございます。それと本日配付されているもの、意見書案第7号、規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書、これもとまこまい広域農協から出されております。2つとも今国会で盛んと問題になっている部分ですけれども、それと先ほど農業委員会のお話もございましたけれども農業者の皆様方にとっては非常に大変な大切な中身でございます。十分熟読玩味の上、各会派で協議を行い、そして11日に6番、7番も含めてお持ち寄りを願いたいというふうに思いますが、協議は11日に行いたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） なお6番、7番につきましては、提出予定はここに予定と書いていますけど順番でいくとこういう形になりますのでご質疑があったときには十分答弁できるように一つよろしくお願いしたいと思います。

それでは意見書につきましてはよろしくございますね。11日に協議を行いますのでよろしくお願い申し上げます。議長どうぞ。

○議長（山本浩平君） そこで各会派の皆様方に協議をしていただきたいのですけれども、

仮に今ある会派の中で全会一致になったとしても本番で全会一致にならない可能性があります。そうなったときに多数決で決まるわけです。以前は全会一致であれば出すけれどもそうでなかったら今回引っ込めるとかということがありました。今後どうされるかはそれぞれの会派でよく考えていただければいいと思います。1票差でも多数決が多ければ出せるわけなので、その辺も含めて11日までよく検討してきていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大淵紀夫君）　　今の議長のご意見も十分参考にして各会派で協議を願ひたいというふうに思ひます。

それでは最後、次期開催ですけれども6月11日10時から意見書と定数及び報酬についての議論を開始したいと思ひますのでよろしくご参集のほどお願ひいたしたいと思ひます。議長どうぞ。

○議長（山本浩平君）　　要望書の広域農協ですとか病院を守る友の会の方々から出されている要望書の扱ひは、参考配布ではない、どのようにするかというのも決めなくては行けないのではないですか。

○委員長（大淵紀夫君）　　友の会の場合は純然たる要望書でございます。農協の場合は全て意見書を提出してほしいという中身でございます。そうであれば地元の方々のご意見で意見書を出したほうがいいという判断をした場合は各会派の中で揉んで提出するというのが今までそういう形でやっておりましたので、病院の場合は全く要望書ですので単なる要望書ですのでそういう判断を一応岡村事務局長と私のほうでさせていただきます。議長に相談して行なくてごめんなさい。そういう形でやって、今までもやっていたような記憶がありますので。

ほかの方で何かご意見がございましたらどうぞ。なければ岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君）　　6月11日、今委員長のほうからお話あったとおり次回の開催です。次回は意見書の扱ひについて主の議題とさせていただきますが、プラス定数と報酬の関係でもう一度加えた資料がございますのでそれらの説明もさせていただきますと思ひています。

加えて前に話のあった豊浦町の議会、議長さん、副議長さん、それから議運の委員長さんとお話できるようなことを向こうの事務局長に相談をしまして、いいですということをしていただいております。できれば早目に決めてもらえればということでは実はお話もいただいているものですから、もしこの場で決めていただければいいかという部分でございます。もし決められなければ11日でも結構なのですがその日までには決めたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大淵紀夫君）　　ただいま局長からございましたけど、豊浦町を視察というということはお話がありました。当然定例会が終わってからということで議長の日程等々もあると思ひますので11日に決定するというふうにしたいと思ひます。それまでちょっと考えてきてください。視察の中身は議会運営委員会と委員外議員の皆様にも案内をするということでございます。議会運営委員会として行きますので正副議長及び議運のメンバープラス委員外議員の方々で視察に行きたいの方々ということで豊浦町に行くということで日程を決めると。日程は11

日に決めるというふうにしたいと思います。

ほか何かございますから。

◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時45分）